

～糖尿病の合併症について～

今月は糖尿病の合併症についてのお話です。血糖値が高く、精密検査が必要と判定された時は、自覚症状がなくてもまず受診することが大切です。受診後、必要な場合には定期的に通院し、治療を続けていただくことになります。

しかし、いざ治療となると、食事や飲酒を制限されたり、インスリンの注射や薬の服用などが必要となるため、自覚症状がないことを理由にして受診に二の足を踏む方も多いのではないのでしょうか。

では、なぜ自覚症状もないのに糖尿病と診断されると通院や治療が必要となるのでしょうか。それは、治療をせずに放置していると、自覚症状がないままに糖尿病が進行し、全身の様々な臓器に合併症を引き起こしてしまうからです。なかでも、神経障害、眼球の網膜に出血する網膜症、腎臓の機能が低下する腎症の3つが最も起こりやすく、三大合併症と呼ばれています。

神経障害は全身の神経の働きが鈍り、足先や手先のしびれ、痛み、足が冷たい、勃起障害、便秘・下痢、立ちくらみなど様々な症状が現れます。

網膜症は成人後の失明の主な原因の1つで、年間約3,000人が糖尿病により視力を失っています。視力が落ちる、物がゆがんで見える、視野が欠けるなどの症状から始まりますが、高度の視覚障害に至る直前まで症状がないことも少なくありません。

腎症は腎臓の働きが低下し、疲れやすい、足がむくむ、貧血などの症状が現れます。腎機能の低下が進むと人工透析を受けないと生命を維持できなくなります。糖尿病による腎症が原因で、年間1万人以上が人工透析を始めています。

その他の合併症としては、足が壊疽して切断しなければならなくなることもあります。また、動脈硬化から心筋梗塞や脳梗塞の危険性が高くなる、感染症にかかりやすくなる、虫歯・歯周病や水虫になりやすくなるなど、糖尿病は全身の至るところに影響を及ぼします。

血糖値が高い、糖尿病の疑いといった判定された場合には、早期の受診をお勧めします。